

町田市斜面地建築物の建築に関する条例制定について

6月11日号の広報紙上などで募集した表題についてたくさんの貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。寄せられましたご意見について、内容ごとに概要をまとめ、対する市の考え方などをお知らせします。

ご意見の概要		市の考え方	
1	条例策定の市民参加について説明会や公開討論等の場を設け、協働の形での条例作成を要望します。	1	今回は、早期の条例制定を目指しているため、意見募集という形で市民の皆さんのご意見を反映したいと思います。
2	緑化推進や景観への配慮をしてほしい。	2	「東京における自然の保護と回復に関する条例」等で緑化推進につとめており、また景観については、新たに定められた景観法の活用を計画しています。今回の条例では容積算入に関する地盤面の指定、階数の制限のみを考えています。
3	容積緩和に対する規制と合わせ、良好な環境創造のための誘導を行なってほしい。	3	今回の条例では階数と規模の制限のみを対象としていますが、住環境や景観づくりを考えていくうえで今後、考慮していきたいと思っています。
4	斜面に建築物を建築することに反対します。	4	今回の条例で、容積、階数が抑えられますが、斜面においても規定を満たしていれば、建築の規制はできません。法令に従い安全性については、適切に指導いたします。
5	市民の請願により議会で採択された経緯等について掲載すべきです。	5	市民の皆さんへも、背景や経過を詳しく伝え、情報に偏りが無いよう配慮したいと思っています。議会可決後最終的な内容を広報に掲載する予定です。その際には、経緯についても触れたいと思います。

ご意見の概要		市の考え方	
6	今回の施行令の施行により、規制が可能になった範囲の中で最大限の抑制であるかどうか、住環境を守るために適正な規制であるかどうか、ご説明下さい。	6	平坦地で可能な規模と大きく変わらない範囲での規制としています。地下緩和自体を認めない考えではなく、斜面地の住環境を守ることは、戸建住宅と同様に共同住宅にも必要だと考えています。
7	第一種低層住居専用地域 3階 第二種低層住居専用地域 4階 とすべきというご意見	7	階数の制限については、平坦地で可能なものと同様に、高さ10m規制地域でできる範囲として地下1階地上3階の4、高さ12m規制で地下1階地上4階の5としています。
8	本来戸建住宅のゆとりある住環境を確保することを目的としたものが、共同住宅において都合の良いように切り崩しや盛り土をして地盤面がつくられ、問題が生じています。	8	この条例の施行により、地下の容積緩和は一層目のみとなるため、大規模な切り土、盛り土を意図的に行なうことは、減少すると考えられます。
9	長屋を規制対象としていることについて長屋住宅の敷地内通路など、良好な環境作りがなされている実情や効果を評価せずに一律に規制対象としてしまうことは問題です。	9	大規模な重層長屋等を想定し、長屋を対象に加えていますが、ご指摘のとおり、戸建要素の強いものにも規制を与えてしまうため、2戸長屋については対象としないことを検討します。
10	条例の制定により、既存不適格となる建築物の財産価値の低下、建て替え等の問題について、買い取り、用途地域の変更、又は同じ条件で建築可能とする等の対応を考えてほしい。	10	既存不適格となる建築物の建て替えについては、緑化や環境に配慮した形態、意匠等の規定を定め、許可による特例の措置を設けることを検討します。

なお、いただいたご意見を参考に条例案を検討し、本年第3回市議会定例会（9月議会）に上程し、12月の条例施行を予定しています。

問 建築指導課 ☎709・0589

表1 施設サービスにおける利用者負担

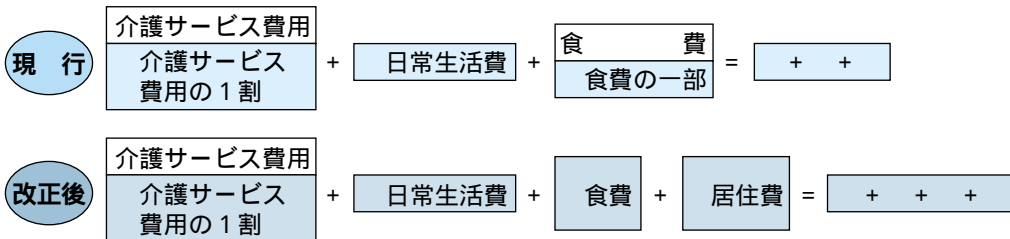


表2 居住費と食費の基準費用額と所得段階別の負担限度額

居住費	ユニット型個室	1,970円	負担限度額（月額）		
			生活保護を受給している方等	世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税 である、合計所得+年金 収入が80万円以下の方	世帯全員が住民税 非課税である、 に該当しない方
ユニット型準個室	1,640円	490円	490円	1,310円	1,640円
従来型個室	1,150~1,640円	320~490円	420~490円	820~1,310円	1,310円
多床室	320円	0円	320円	320円	320円
食費	1,380円	300円	390円	650円	650円

平成17年7月14日時点での情報であり、変更になる場合があります。基準費用額は、国が示している、施設を利用する際に必要となる金額（月額）の目安です。負担限度額は、1日あたりに支払う、居住費と食費の上限です。従来型個室は、利用するサービス種類・施設種類によって基準費用額および負担限度額が異なります。

表3 高額介護サービス費の上限額（月額）

現行の上限額	生活保護を受給している方等	世帯全員が住民税非課税の方		世帯員に住民税課税者がある方
	15,000円	15,000円	15,000円	24,600円
改正後の上限額	生活保護を受給している方等	世帯全員が住民税非課税である、合計所得+年金収入が80万円以下の方	世帯全員が住民税非課税である、に該当しない方	世帯員に住民税課税者がある方
15,000円	15,000円	15,000円	24,600円	37,200円

介護保険制度が変わります

介護保険制度の一部が改正されますのでお知らせします。

1. 平成17年10月からの改正
施設サービス（ショートステイを含む）の居住費・食費が、在宅サービスの利用者との公平性を図るために全額自己負担となります（表1参照）。居住費や食費は、施設との契約により決まります。ただし、世帯の所得状況によって、減額制度が適用されます（表2参照）。

なお、「対象になると思われる方」には、後日、ご案内及び申請書類を送付します。

2. 平成18年4月からの改正
介護予防を重視した給付や事業が始まります。住み慣れた地域での生活を支援する地域に密着したサービスが始まります。

サービスの質の確保・向上と適正なサービスの利用を進めます。

65歳以上の方の保険料段階が細分化されます。介護認定の申請や調査等の制度の運営を見直します。

平成18年4月の主な改正内容は、以上の5点ですが、国の指針に基づき、市では具体的な計画について検討しています。

『第三期介護保険事業計画』に関するアンケート調査を2000人の方を対象に実施していますので、ご協力をよろしく願います。

問 高齢者福祉課 ☎721・091

町田市職員募集（詳細は本紙7月1日・11日号をご覧ください）

募集職種	募集人員	日程等
一般事務 類（大卒程度）	20人程度	申込受付：8月18日（木）～8月19日（金） 郵送受付：8月12日（金）まで（消印有効） 電子申請：8月12日（金）PM5時まで
一般事務 類（短卒程度）		
一般事務 類（高卒程度）		
診療放射線技師	1人	1次試験日：9月18日（日） 採用予定：2006年4月1日以降
助産師	2人程度	
看護師（イ）	20人程度	採用予定：2006年4月1日以降
看護師（ロ）	10人程度	
身体障がい者を対象一般事務 類（高卒程度）	若干名	

全ての職種とも次の各号の一に該当する方は受験できません。1 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方 2 活字印刷文による出題に対応できない方
* 全職種とも募集要項と申込書は市役所、各市民センターで配布します。また町田市ホームページからもダウンロードできます。お問い合わせは、職員課（☎722・3111内線2241・2242）へ。

消防救助技術大会

町田消防署が全国大会へ出場

町田消防署の町田2部特別救助隊（レスキュー隊）が7月20日に行われた消防救助技術関東地区指導会で5位に入り、8月25日に埼玉県で行われる全国大会の引揚救助の部へ出場することになりました。

特殊な技術を用いて人命救助を行う町田2部特別救助隊は、火災や事故などの現場で活躍しています。出場種目の引揚救助とは、5人1組で行い、塔の上7mの位置から隊員2人がロープで降り、救出した人を塔の上の隊員と協力して引き揚げて救助し、脱出するまでの時間を競うものです。

全国大会に先立ち、7月21日に市を訪問した隊員の皆さんは、寺田市長から「日ごろの成果を十分に発揮して頑張ってきて下さい」と激励を受けました。この大会での町田消防署の精鋭の活躍が期待されます。

